

修学支援奨学金(授業料等減免型)

2021年度 募集要項

2021年4月

1. 修学支援奨学金の目的

本奨学金は、大学等における修学の支援に関する法律（以下、「修学支援法」という。）に定める修学支援の確認校として、入学金及び授業料の全部又は一部を免除することにより、修学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により学業の継続が困難な学生を支援することを目的とします。

2. 申請資格

当校に在学する学生のうち、修学支援法施行令（以下、「施行令」という。）及び修学支援法施行規則（以下、「施行規則」という。）に定めるとおり、以下のいずれの要件にも該当した上で日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）の給付型奨学金を申請し、交付決定された方が対象となります。

- (1) 選考対象者及びその生計維持者（以下、「選考者等」という。）の減免算定基準額※が51,300円未満であり、かつ、その有する資産の総額が2,000万円未満（生計維持者が1人の場合にあつては、1,250万円未満）であること。

※ 減免算定基準額＝市町村民税の所得割の課税標準額×6％－（調整控除の額＋税額調整額）

※ 政令指定都市に関しては（調整控除額＋調整額）に3／4を乗じます。

※ 資産とは現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう

- (2) 学業状況成績に関する基準

- ①入学後、1年以内の者（転学・編入学を除く）でAからDのいずれかに該当すること

A 高校等の評定平均値が3.5以上であること

B 入学試験の成績が上位2分の1以上であること

C 高校卒業程度認定試験の合格者であること

D 学修計画書を求め、学修意欲・目的、将来の人生設計等が確認できること

- ②上記以外の者（転学・編入学を除く）A又はBのいずれかに該当すること

A 当校での学業成績が上位2分の1以上であること

B 学修計画書を求め、学修意欲・目的、将来の人生設計等が確認できること

- (3) 日本国籍等を有する者

※ 日本国籍を有しない者で、法定特別永住者として本邦に在留する者、永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者、定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めたもの（将来永住する意思があると認められた者）は本制度の対象者となります。

- (4) 高校等を卒業後2年間に入学が認められ進学した者等

【注意点】

- 2(1)については、「進学資金シミュレーター」を利用してご自身が対象となるか否か事前に確認を推奨します。スマートフォン用アプリがありますのでそちらをご利用下さい。既に日本学生支援機構より採用候補者決定通知書を受領している場合は不用となります。
- 2(1)については、原則として日本学生支援機構へ選考者等のマイナンバーを提出することにより判定が行われます。

- ・ 高校等を卒業後 2 年の間に入学が認められ進学した者又は高卒認定試験合格者のうち一定の要件を満たし、かつ当該試験の合格者となり合格後 2 年の間に入学が認められ進学した者以外は本制度の対象外となりますのでご注意ください。
- ・ (1)～(4)の要件全てを満たさない場合でも申請資格を有する場合があります。申請を希望する学生は別途ご相談下さい。

2－1. 対象学科

- (1) 上記 2 の申請資格を満たした者の支援対象となる学科は、以下のとおりです。

自動車整備科、国際整備科及び 1 級自動車科

- (2) 高校卒業年に自動車整備科に入学し、本支援を受けず、2 年で卒業後、直接上級学科に進学したときは、以下のとおりです。

1 級専攻科、スマートモビリティ科、トヨタセールスエンジニア科及びボデークラフト科

3. 減免金額等

(1) 減免金額

下記の金額を上限として入学金及び授業料等の減免（以下、「減免」という。）を行います。授業料については各学科の「年間授業料」が上限となります（施設設備費等は対象外）。

① 入学金：160,000 円

② 授業料：各学科の年間授業料相当額※

※自動車整備科及び 1 級自動車科 1・2 年時の年間授業料は、480,000 円です。

③ 区分：2 (1) の基準により以下の 3 区分に判定されます。

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	市町村税100円未満	満額(上記の入学金・年間授業料)
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上	第Ⅰ区分の減免額の1/3

(2) 減免期間

申請の時期により、減免期間が異なります。

① 4 月採用者：予約採用及び 5～6 月頃募集の在学採用者への減免期間は 4 月から 9 月まで。7 月頃及び 1 月頃の「継続願」により、以後、6 ヶ月単位で減免期間が延長されます。7 月頃の「継続願」の際は、JASSO が成績確認及び世帯所得状況確認を行います。区分が変更されることがありますので、区分が下がった場合は差額を返還してもらうことがあります。また、1 月頃の「継続願」の際は成績確認があります。成績確認の結果に伴い、警告・廃止となる可能性があります。

② 10 月採用者：7 月頃、再度募集を予定しており、この場合の減免期間は、10 月から 3 月までとなります。以後は、上記①と同様になります。

(3) 返還日又は減免日

JASSO の給付型奨学金の認定を確認できた日より、原則として 1 ヶ月以内に既納分より返還します。また、次期以降の学納金については、振替時に減免額を反映します。

ただし、個別に調整及び学費未納がある場合は別途通知します。

【注意点】

- ・原則として学費の引落とし額から減免を行います。手続き上、間に合わない場合は通常通り引落としがされた後、返還手続を行うことになりますのでご注意ください。
- ・経済状況・学業状況等によっては本支援の期中での区分変更に伴い、返還等がありますのでご注意ください。返還等の基準は施行令及び施行規則を基準として行うものとします。
- ・7月及び1月頃、提出が必要となる「授業料減免継続願い」を提出しない場合は、本制度の減免等を9月末又は3月末にて停止します。詳細につきましては後日掲示等でご連絡致します。
- ・学業成績が一定の基準に達しない又は出席率が一定以下等の場合には本制度の減免等の金額について返還等を求めることがあります。
- ・退学・停学等については、過去にさかのぼって支援の対象から外れるため、原則として返還を求めます。

4. 申請方法等

(1) 申請方法

次項5の申請書類を全て揃えて、事務室窓口へ提出もしくは簡易書留で郵送して下さい。

(2) 申請期間

- ・奨学金予約採用者（新入生）は、4月1日から4月27日※ 必着
- ・在学予約採用者（在学生）は、原則として、5月15日必着
- ・在学採用者（新入生及び在学生）は、別途、募集説明会時に連絡します。
- ・家計急変者は、随時対応します。

※ 申請期限日が休校日の場合は、申請期限は翌開校日となります。

※ 東京都の規定変更及び事務対応に伴い、前後することがあります。

(3) 受付窓口

事務室窓口 総務部 修学支援奨学金担当

5. 申請書類

以下の書類を揃えて提出してください。記入の際は、ボールペン（消せるボールペンは不可）を使用し、申請者本人が記入して下さい。不備がある場合は、対象になりません。

- (1) 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免対象者の認定に関する申請書」
- (2) 上記に関して必要な添付資料（入学時予約採用者は「減免型奨学金の申込の受付番号」。在学後の採用申込者は、JASSOの給付型奨学金申込書類一式、在学生予約採用者は（1）のみとなります）

※申請内容により、電話での確認や必要に応じて追加書類を提出して頂くことがあります。

6. 申請スケジュール

申請資格を満たし申請書類を不備なく提出した者につき、JASSOが家計状況及び学業成績等を基に審査し、採用者を認定します。その後、所定の手続きをへて、授業料等を返還

又は減免します。

- ① 申請期間 4（2）の期間
- ② 判定時期 申請期限後2週間以内
- ③ 判定結果発表 判定後1週間以内に郵送にて通知又は申請者本人に手渡し
- ④ 奨学金減免 原則合格判定の日より1ヶ月以内

7. その他注意点

- ・偽りその他不正の手段により本奨学金を利用した又は退学等の処分を受けたときは、授業料減免対象者としての認定を取消します。この場合、当該事由に該当するに至った日の属する年度の初日に遡り返還請求を行います。
- ・他の減免奨学金との併給が認められない場合があります。
- ・その他記載のない事項に関しては別途ご相談下さい。

8. お問い合わせ先

総務部 修学支援奨学金 担当 村上 裕治 （ムラカミ ユウジ）

TEL：042-663-3211（平日9：00～17：00）

アドレス：yuji-murakami@toyota-jaec.ac.jp

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

2021 年 月 日

トヨタ東京自動車大学校長 殿

私は、貴校に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本校生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、トヨタ東京自動車大学校が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構がトヨタ東京自動車大学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学
	氏 名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)			
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属 学科等			学籍番号	
	学 年		昼間・夜間・通信の別	☒ 昼(昼夜開講を含む) ☐ 夜 ☐ 通信	
	過去に本制度の支援を受けた 学校名、期間(＊)	(学校名)		(期間/月数) 年 月～ 年 月 / 月	
	過去に本制度の入学減免を受けたことがありますか。			☐ ある ・ ☐ ない	
	機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。)				
	☐ 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号(採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号)】				
☐ 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】					
トヨタ販売店から奨学金を受けていますか。			☐ 受けている ・ ☐ 受けていない		

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本校に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙3）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本校に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号(採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号)を記入するとともに、学校から指示があった場合は採用候補者決定通知のコピーを添付してください。
- 二 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本校が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
① 卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する等、必要な手続きがあること
② 定期的 to 実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること
③ 定期的 to 実施される学業成績の判定により、支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること
④ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本校生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
※ 貸与上限額の詳細は日本校生支援機構のホームページや資料に記載しています。